

第四十三回国会 参议院 地方行政委员会 会议录 第二十九号

昭和三十八年六月十八日(火曜日)
午前十時五十五分開会

事務局側
常任委員 鈴木 武君
会専門員 鈴木 武君

委員の異動

六月十三日

山本伊三郎君 補欠選任
占部 秀男君

六月十八日

小沢久太郎君 補欠選任
源田 実君

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君
理事 小林 武治君
西郷吉之助君
林 虎雄君
市川 房枝君

委員

上林 忠次君
北口 龍徳君
源田 実君
沢田 一精君
館 哲二君
鍋島 直昭君
西田 信一君
安井 謙君
秋山 長造君
小柳 勇君
松本 賢一君
基 政七君

國務大臣

自治大臣 森田 弘作君

政府委員

自治省財政局長 奥野 誠亮君

本日の会議に付した案件

○地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、前回質疑を了いたしましたので、これより討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○西郷吉之助君 私、本法案に賛成をいたしますが、この際、あわせて附帯決議を提案したいと思っております。地方公営企業は、住民の生活に直接に關係する公益的なサービスの提供と、

この際、さうな趣旨から、この事業經營の事情とにらみ合わせまして、次のような附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公営企業の国民生活に占める地位の重要性にかんがみ、その健全な發展を期するため、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一、地方公営企業を經營する地方公共団体のうち、とくに必要があると認められるものについては、地方公営企業の經營の基本方針等を審議する機関を設置するよう勸し、

二、地方公営企業中、その事業の態容及び企業經營の現状から、地方公共団体の一般會計においてその赤字の一部を補てんすることを適當とする場合等においては、国においてその地方公共団体に対し必要な財政援助の措置を講ずること。

以上のお点でございますが、各位の御賛成のほどをお願い申し上げます。

○委員(石谷憲男君) 速記をとめて。

○委員(石谷憲男君) 速記を起し。

ほかに御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認め、これより採決をいたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(石谷憲男君) 多数であります。よつて本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました西郷君提出の附帯決議案を問題といたします。

西郷君提出の附帯決議案を、本法律案について本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員(石谷憲男君) 全会一致であります。よつて西郷君提出の附帯決議案は、本法律案について本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(森田弘作君) ただいまの御決議の趣旨を体しまして、政府といたしましては善処したいと考えます。

○委員(石谷憲男君) なお、審査報告書につきましては、委員長に御一任願います。次会は、決定次第お知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。午前十一時四十三分散会

一、行政書士法改正に関する請願(第二八九〇号)

第二八九〇号 昭和三十八年五月三十一日受理

行政書士法改正に関する請願 請願者 兵庫県神戸市長田区水笠通二ノ五八 種本次 友外二名

紹介議員 松澤 兼人君 この請願の趣旨は、第二六四四号と同じである。

昭和三十八年六月二十一日印刷

昭和三十八年六月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局